第二十二号）第十一条第一項若しくは第二条第一項の規定による申立て又は仲裁法第五十一条第七項の規定による申立てのうち最高裁判所規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの	イ　一二の項、一五の項、一八の項又は一九の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する次に掲げる申立て (イ)　抗告の提起 (ロ)　民事訴訟法第三百三十七条第二項又は非訟事件手続法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て ロ　民事保全法の規定による保全抗告	四六	五千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千九百円）	五千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千九百円）	五〇
	イ　一二の項、一五の項、一八の項又は一九の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する次に掲げる申立て (イ)　抗告の提起 (ロ)　民事訴訟法第三百三十七条第二項又は非訟事件手続法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て ロ　民事保全法の規定による保全抗告	四六	五千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千九百円）	五千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千九百円）	五〇
	イ　三六の項又は三七の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する次に掲げる申立て イ　抗告の提起 ロ　家事事件手続法第九十七条第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十一条第二項の規定による抗告の許可の申立て	四七	三千八百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千七百円）	三千八百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千七百円）	五〇
	一六の項、二二の項、二三の項又は四二の項に掲げる申立てについての裁判を含む。）に対する次に掲げる申立て イ　抗告の提起 ロ　民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項、家事事件手続法第九十七条第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十一条第二項の規定による抗告の許可の申立て	四八	三千五百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千四百円）	三千五百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千四百円）	五〇
	三〇の項から三五の項までに掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する次に掲げる申立て イ　抗告の提起 ロ　家事事件手続法第九十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て	四九	三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千百円）	三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千百円）	五〇
	三八の項に掲げる申立て又は三九の項に掲げる申出についての裁判（不適法として却下したものを除き、抗告裁判所の裁判を含む。）に対する次に掲げる申立て イ　抗告の提起 ロ　非訟事件手続法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て	五〇	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　三八の項イにより算出して得た額の一・五倍の額 ロ　二千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、九百円）	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　三八の項イにより算出して得た額の一・五倍の額 ロ　二千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、九百円）	五〇